

# 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する規則

平成18年 4月21日 規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第11号）により、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員等の旅費については、釜石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和37年釜石市規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。